

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第 34 号)

(行財政局人事部人事課)

危機への対処及び危機の発生の防止に関し、庁内の連携を更に深めるとともに全庁を挙げての取組をより一層強化することを目的として、これまで消防局において所掌していた防災その他危機管理に関する事務を行財政局に移管することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 34 号

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例

京都市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防災その他危機管理に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)